

フロン類漏えい量の算定・報告 方法について

平成28年3月

目次

フロン算定漏えい量報告・公表制度概要

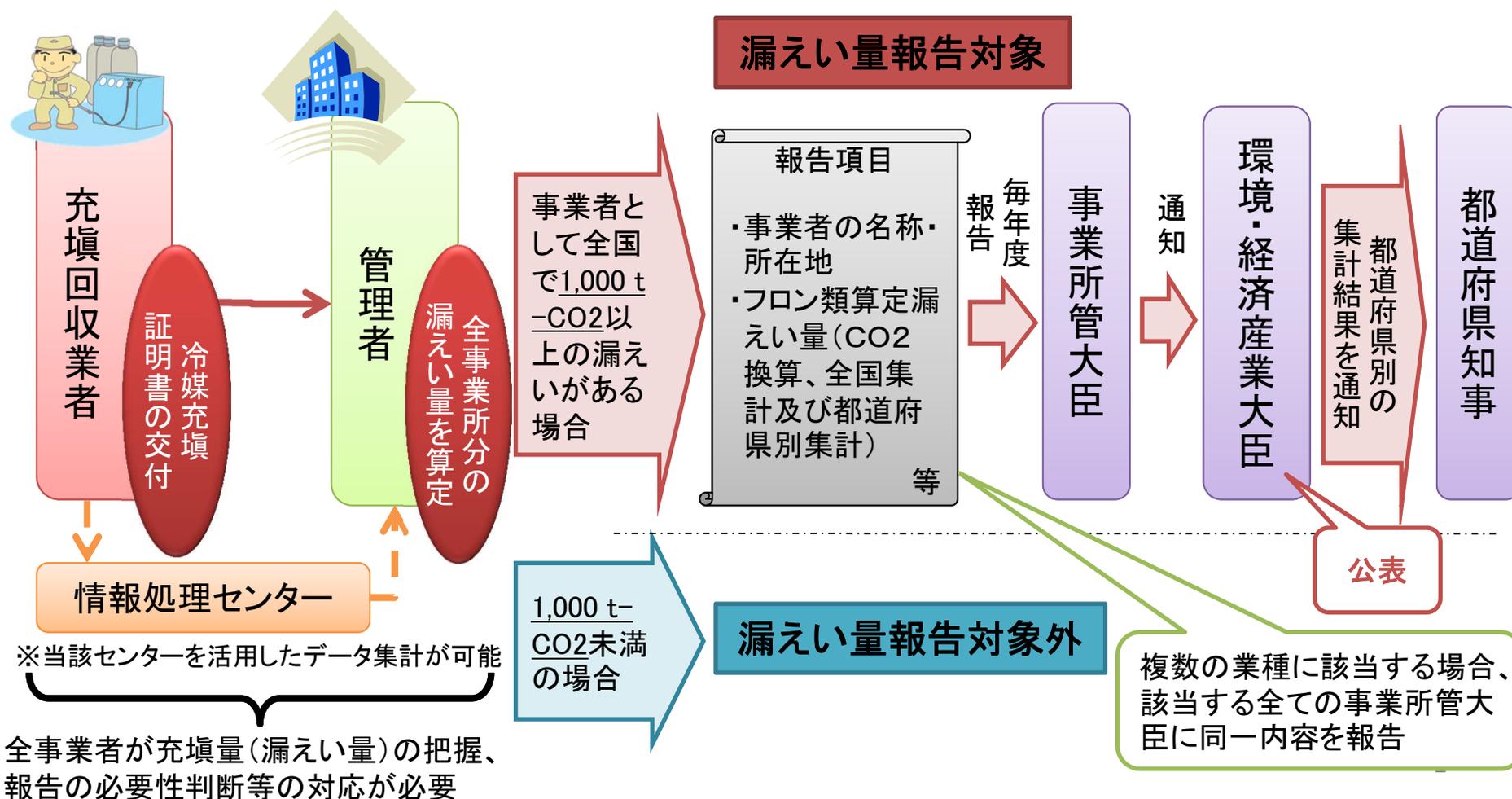
Step1	1. 算定・報告対象者	■算定・報告対象となる第一種特定製品の管理者の考え方を確認します。
Step2	2. 算定・報告の準備	■自ら管理する第一種特定製品を把握します。 ■機器リスト等を作成し、充填・回収証明書の交付を受けます。
Step3	3. 漏えい量の算定	■充填・回収証明書を集計し、漏えい量を算定します。 ■算定漏えい量から報告対象かどうかを判断します。
Step4	4. 漏えい量の報告	■報告対象となる場合、報告書を作成し、国に報告します。
Step5	5. 報告内容の公表等	■国は提出された報告書を集計し、公表します。 ■国民からの開示請求により国から開示されます。

参考(1)業種別の留意点

(2)フロン類算定漏えい量報告マニュアル

フロン算定漏えい量報告・公表制度概要

- 業務用冷凍空調機器の管理者によるフロン類の漏えい量の把握を通じた自主的な管理の適正化を促すため、一定以上の漏えいを生じさせた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を国に対して報告する必要があります。
- 国に報告された情報は、整理した上で公表します。



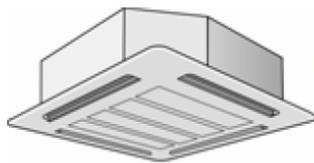
フロン類漏えい量の算定・報告制度

- 1.算定・報告対象者
- 2.算定・報告の準備
- 3.漏えい量の算定
- 4.漏えい量の報告
- 5.報告内容の公表等

1-1. 「第一種特定製品」とは

- 「第一種特定製品」とは、業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われているものをいいます。(第二種特定製品を除く。)
- 「業務用」とは、製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器です。使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合がありますので、銘板等から不明な場合は、事前に製造メーカーにお問い合わせ下さい。

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機
等

※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

第二種特定製品

カーエアコン
(荷台を除く)



家庭用製品



家庭用冷蔵庫



家庭用ルームエアコン

冷媒がフロン類でない製品

自然冷媒(CO₂、アンモニア、空気、水等)の冷凍・冷蔵機器



事業所における第一種特定製品の例

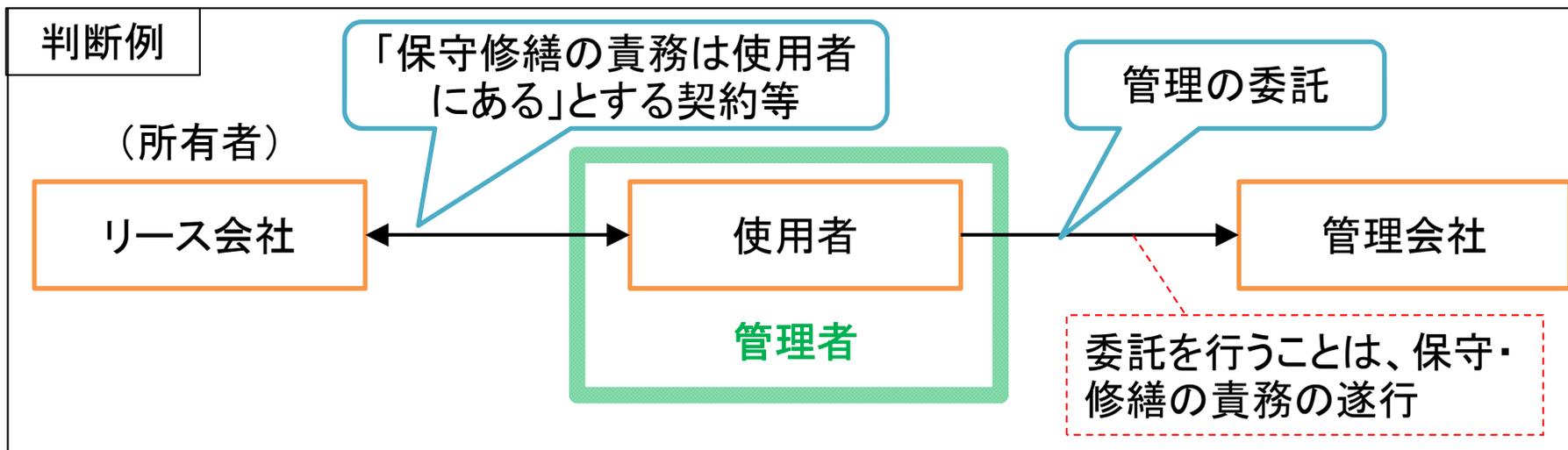
民生部門事業所の第一種特定製品の例		
報告義務	ビルオーナー等が管理者と想定される第一種特定製品の例	テナントが管理者と想定される第一種特定製品の例
熱源・空調機器	<ul style="list-style-type: none"> ビル備え付けパッケージエアコン(ビル用マルチエアコン、店舗用パッケージエアコン、ガスエンジンヒートポンプ空調機、等) セントラル式空調・給湯熱源(ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機、チラー等) 	<ul style="list-style-type: none"> テナント持込のエアコン(家庭用エアコンを除く)
食品・小売・飲料用冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> ビル備え付け業務用冷凍・冷蔵庫 プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット) 	<ul style="list-style-type: none"> テナント持込のショーケース(酒類・飲料用ショーケース、食品用ショーケース、フラワーショーケースなど) テナント持込の業務用冷凍・冷蔵庫、寿司ネタケース、活魚水槽等 テナント持込の飲食物用アイスクリーマー、製氷機、卓上型冷水機、ビールサーバー等 冷水機、製氷機等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など) 	

産業・その他部門事業所の第一種特定製品の例	
分類	第一種特定製品の例
産業部門(工場・冷凍冷蔵倉庫、熱供給事業所等)	<ul style="list-style-type: none"> 設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機 スクリーン冷凍機 冷凍倉庫用空調機(スクリーン冷凍機など) チラー スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機
その他(駅舎、農場、牧場等)	<ul style="list-style-type: none"> 駅構内空調機器(ターボ冷凍機など) ビニールハウス用空調機(GHPなど) 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など) 暫定的に設置される構造物(工事現場の仮設棟など)

1-2. 「管理者」の解釈について

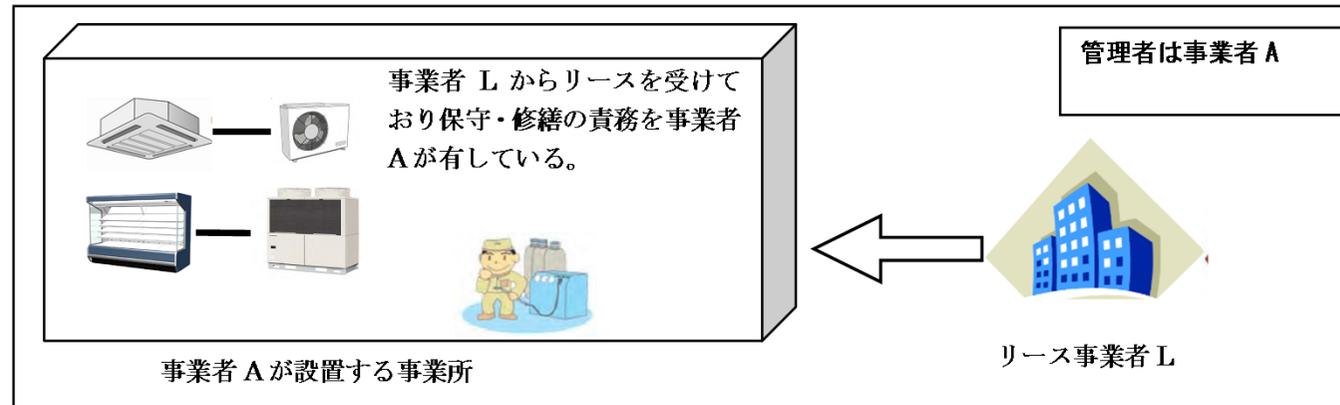
<管理者とは>

- 原則として、当該製品の所有者が管理者となります。
- ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。
 - ※ 保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務の遂行であるため、委託元が管理者に当たります。
 - ※ 所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となります。

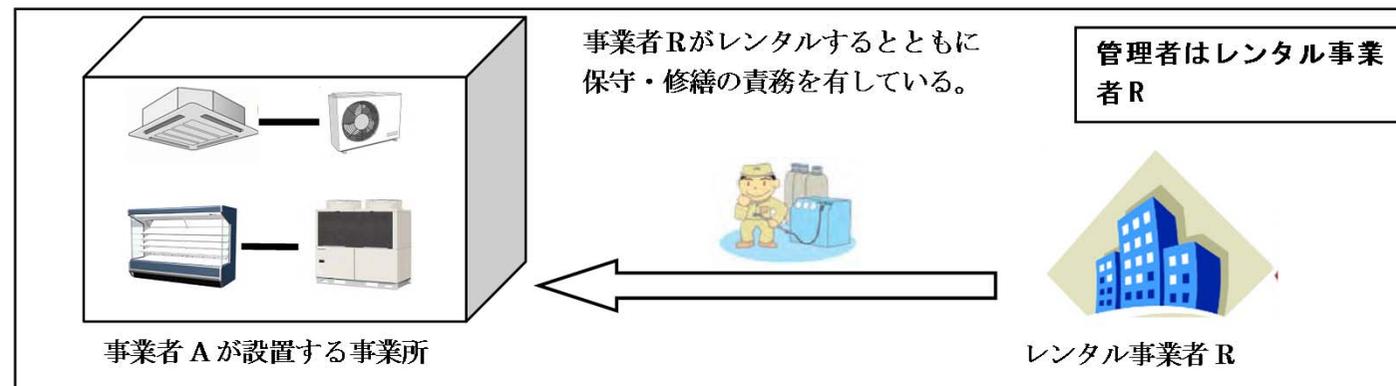


リース・レンタルにおける管理者の考え方

○一般的に、リース(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース)による機器の保守・修繕の責務は使用者側にあるとされています。(管理者はリースを受けている事業者)



○一般的に、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、所有者側にあるとされています。(管理者はレンタル事業者)



管理者の明確化について

- 所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となります。
- もし書面において誰が管理者であるか明確に判断ができない場合には所有者が管理者となります。共同所有の場合、話し合い等を通じ、管理者を一者にする必要があります。

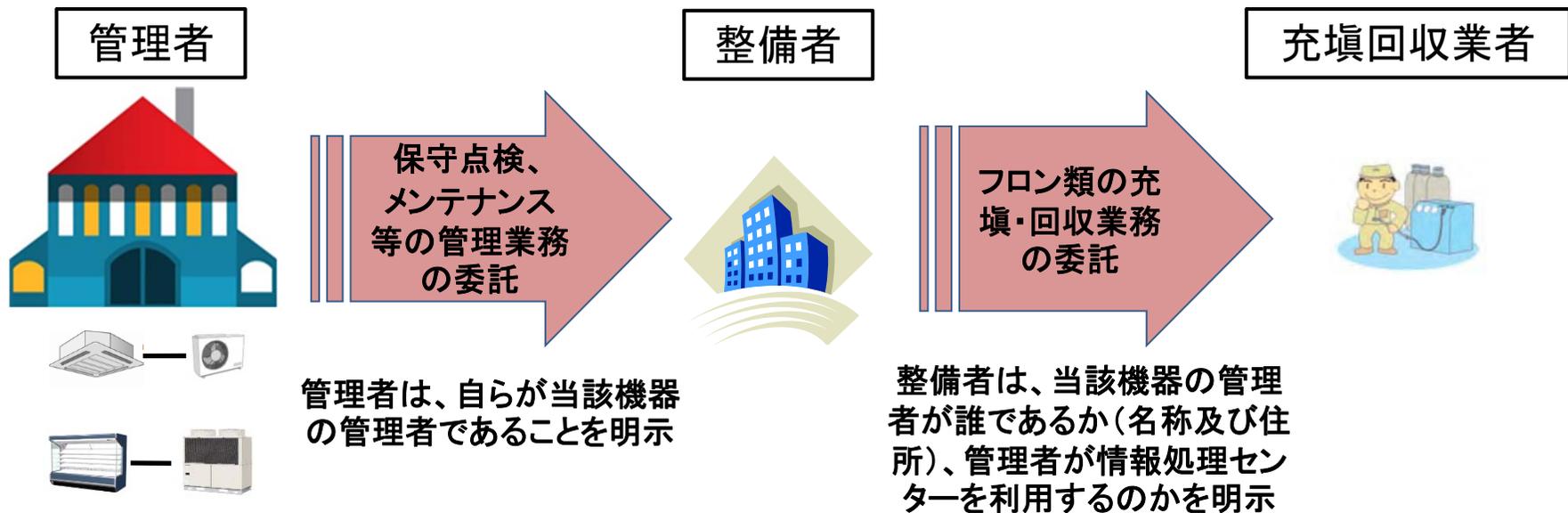
図 管理者が誰であるか疑義が生じるケースの例(親会社と子会社の関係等)



基本的には、所有権と契約等の書面により判断しますが、当事者間で協議の上、管理者が誰であるか書面等で明確化することができます。

第一種特定製品の整備者

- フロン排出抑制法では第37条第1項において、第一種特定製品の保守点検、メンテナンス等の管理業務の委託を受ける事業者を想定して、「第一種特定製品整備者」を規定しています。
- なお、第37条第2項では、第一種特定製品整備者に対して、フロン類の充填・回収を充填回収業者に委託する際に、「管理者が誰であるのか(名称及び住所)」と、「管理者が情報処理センターを利用できる環境にあるかどうか」を伝達する義務を定めています。
(2-1-4を参照)



フロン類漏えい量の算定・報告制度

- 1.算定・報告対象者
- 2.算定・報告の準備
- 3.漏えい量の算定
- 4.漏えい量の報告
- 5.報告内容の公表等

算定・報告の準備の概要

- 自らが管理者となる第一種特定製品の把握【マニュアル第Ⅱ編2.】
(把握の後、第一種特定製品の整備者に対して、自らが管理者であることを周知)

(整備者が、充填回収業者に対し、第一種特定製品の管理者が誰であることを伝達)

(充填・回収業者が、充填回収時に、伝達された管理者宛に充填・回収証明書を発行。もしくは、情報処理センターへ充填・回収量とともに管理者名を登録。)

- フロン類漏えい量の算定 【マニュアル第Ⅱ編3.】
 1. 必要なデータ(充填・回収証明書もしくは情報処理センター登録データ)の取得

2-1.自らが管理する第一種特定製品の整理

特定した自らが管理する第一種特定製品については、後述のフロン類漏えい量の算定や報告の確認のため、機器リスト等により取りまとめておくことが必要となります。

なお、第一種特定製品の把握・整理は、各社で保有する既存の台帳や、フロン排出抑制法第16条の下で作成する点検記録簿、新規購入・廃棄の際の記録等を活用することが考えられます。

表 自らが管理する第一種特定製品の整理例

ID	事業所番号	事業所名	都道府県名	第一種特定製品を識別する情報				フロン類の種類
				分類	管理番号	型式	製造番号	
1		A支社	A県	ビルマルチエアコン	
2		A支社	A県	飲料用ショーケース	
3		B工場	A県	自動販売機	
4		B工場	A県	冷凍機	
5		C工場	A県	冷凍機	
6		C工場	A県	設備用パッケージエアコン	
7		●●社D工場 (他者事業所)	D県	店舗用パッケージエアコン	
8		●●社D工場 (他者事業所)	D県	自動販売機	
..								
..								

[1] 他者の事業所・移動体に設置された機器の場合は、他者の事業所名を記載します(網掛け部分の機器)。自らの事業者全体としての漏えい量には含めますが、自らが設置する事業所の漏えい量には含めません。

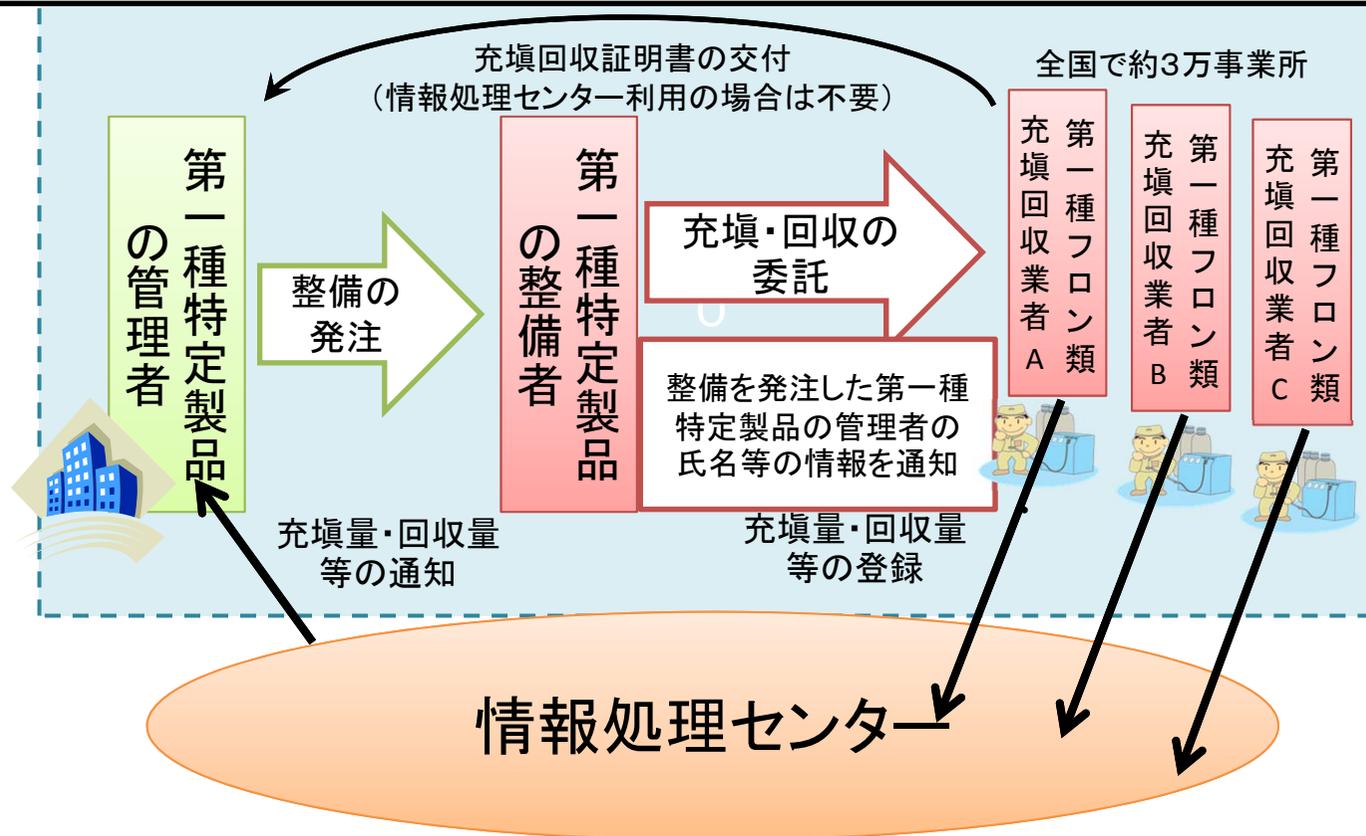
[2] 報告に用いる都道府県の識別は、自社の事業所か他者の事業所かにかかわらず、機器が設置されている事業所の所在地によって識別します。

2-2-1. 充填回収業者への管理者の伝達

＜漏えい量算定に用いるデータを確実に回収するために必要な事項＞

- ・整備者に対して当該製品の管理者が自らであることを周知
- ・整備者は、充填回収業者に、管理者が自らであることを周知

※情報処理センターを用いずに、充填・回収証明書の発行によりデータを収集する場合には、発行先の部署や担当者を明示することも望まれます。

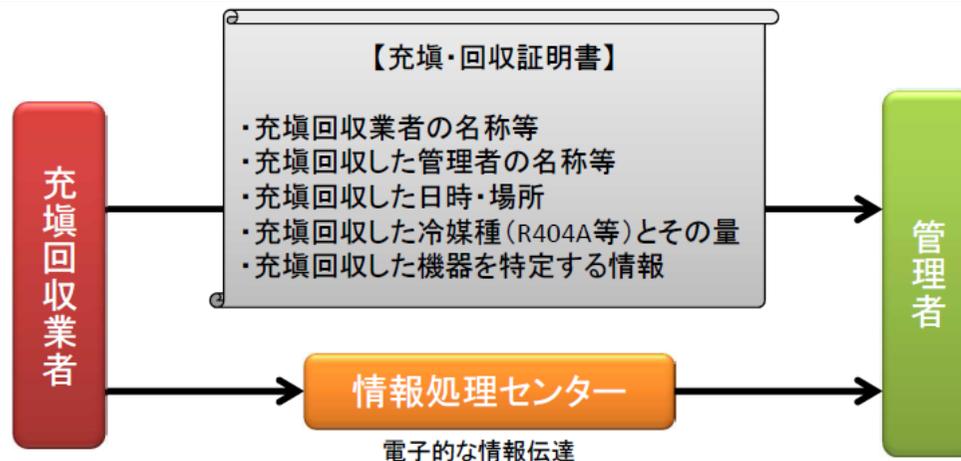


2-2-2. フロン類充填・回収量データの収集

2種類のデータ

＜フロン類算定漏えい量算定の根拠とするデータ＞

- ① 充填回収業者が発行する充填・回収証明書（紙で発行される必要があります。）
- ② 充填回収業者が情報処理センターを通じて登録されたデータ

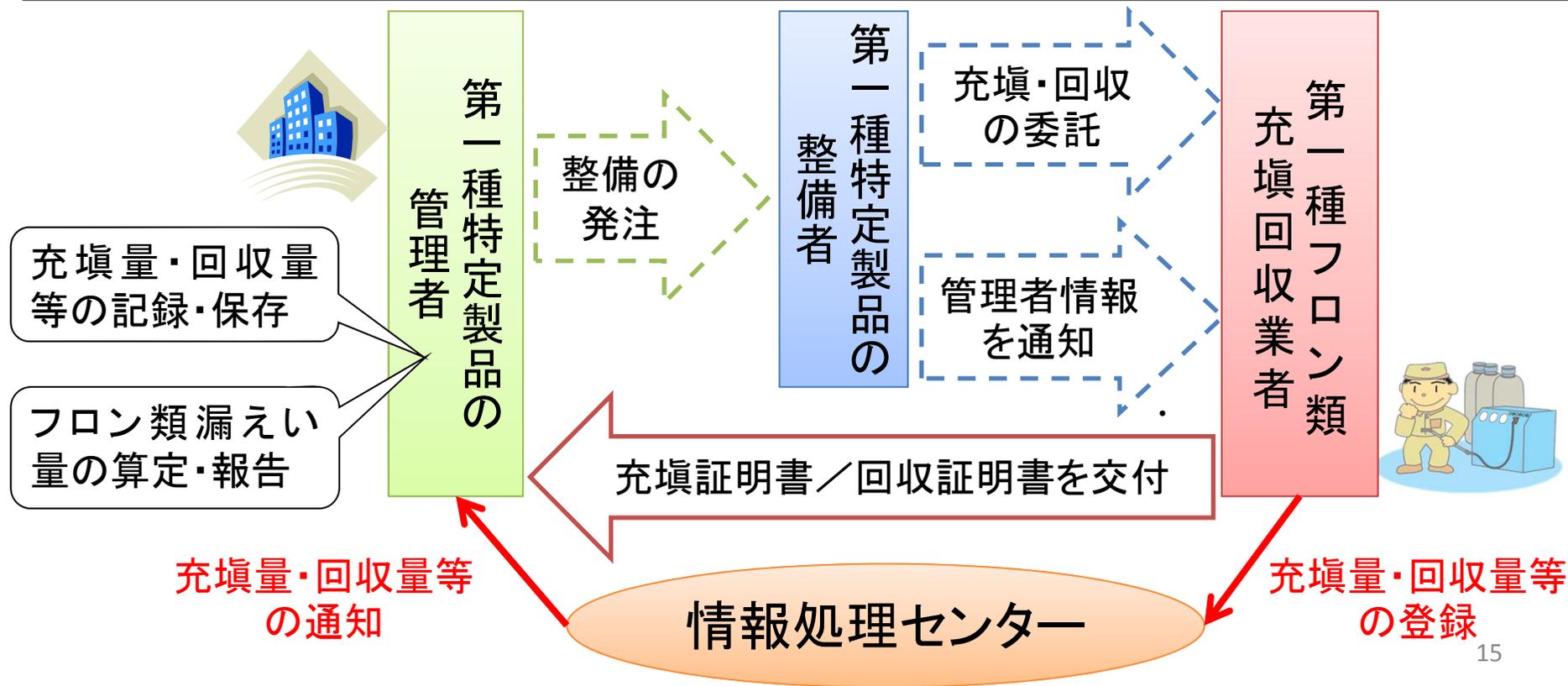


(充填・回収証明書の記載事項)

- ① 整備を発注した第一種特定製品の管理者(当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填(回収)した場合を含む。)の氏名又は名称及び住所
- ② フロン類を充填(回収)した第一種特定製品の所在(具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報)
- ③ フロン類を充填(回収)した第一種特定製品が特定できる情報(機器番号その他製品の識別が可能な番号等)
- ④ 充填(回収)した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤ 当該証明書の交付年月日
- ⑥ 充填(回収)した年月日
- ⑦ フロン類を充填(回収)した第一種特定製品ごとに、充填したフロン類の種類(冷媒番号区分の別)ごとの量
- ⑧ 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の(※充填証明書のみ記載事項)別

情報処理センターの活用

- 第一種フロン類充填回収業者は、充填／回収する機器の管理者に対して、「充填／回収証明書」を交付します。管理者は、「充填／回収証明書」の情報から、「点検整備記録簿」に充填量・回収量を記録します。また、「充填／回収証明書」を元に、機器からの漏えい量を算定します。
- 情報処理センターを介することにより、紙の証明書が交付不要になります。また、電子的な登録・通知により、管理者は、充填量等を電子的に管理・集計可能であり、点検整備簿への記録・保存や、算定漏えい量報告のための集計が容易に行えます。



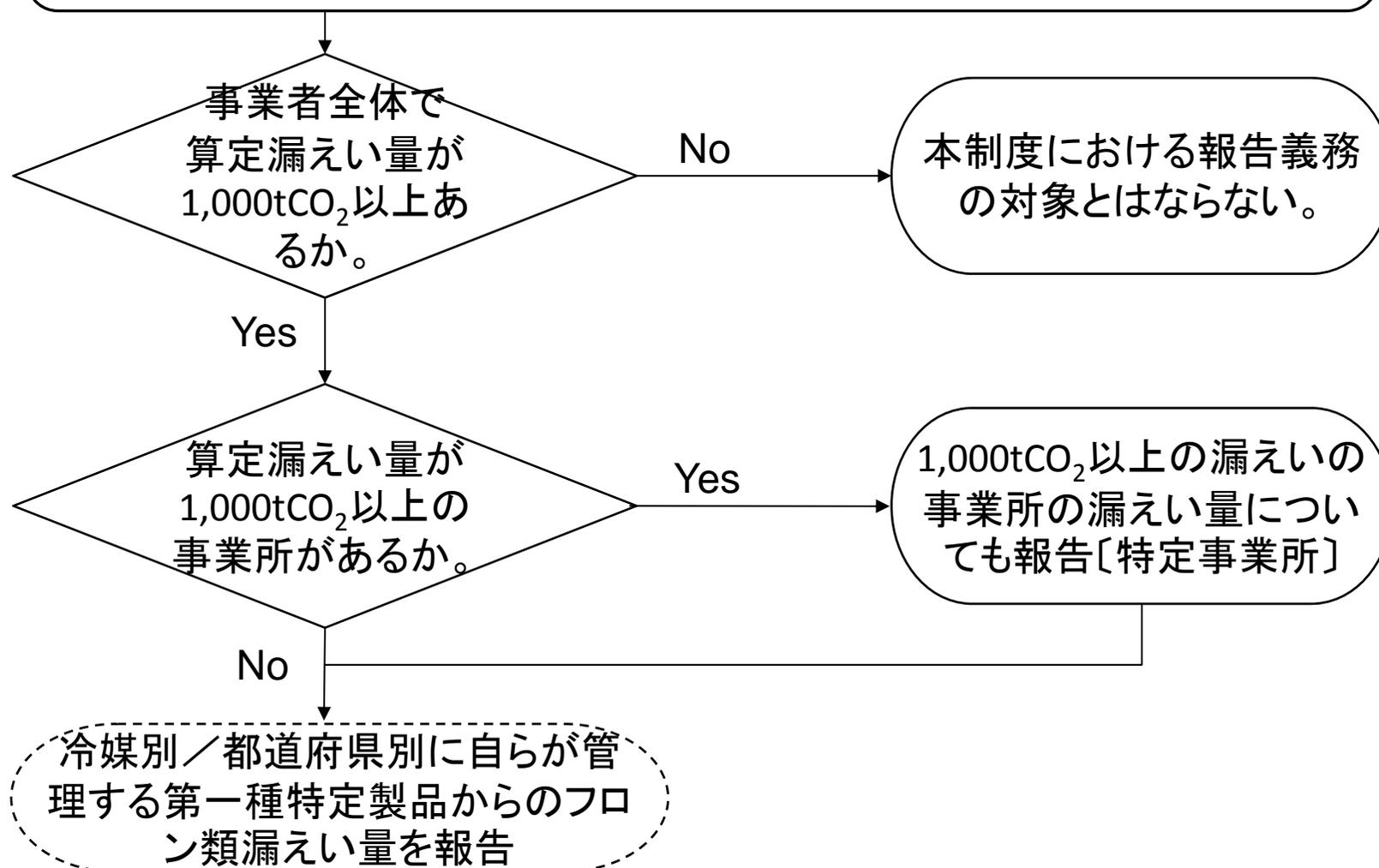
フロン類漏えい量の算定・報告制度

- 1.算定・報告対象者
- 2.算定・報告の準備
- 3.漏えい量の算定**
- 4.漏えい量の報告
- 5.報告内容の公表等

漏えい量の算定の概要

- フロン類漏えい量の算定【マニュアル第Ⅱ編3.】
- 2. 漏えい量の算定

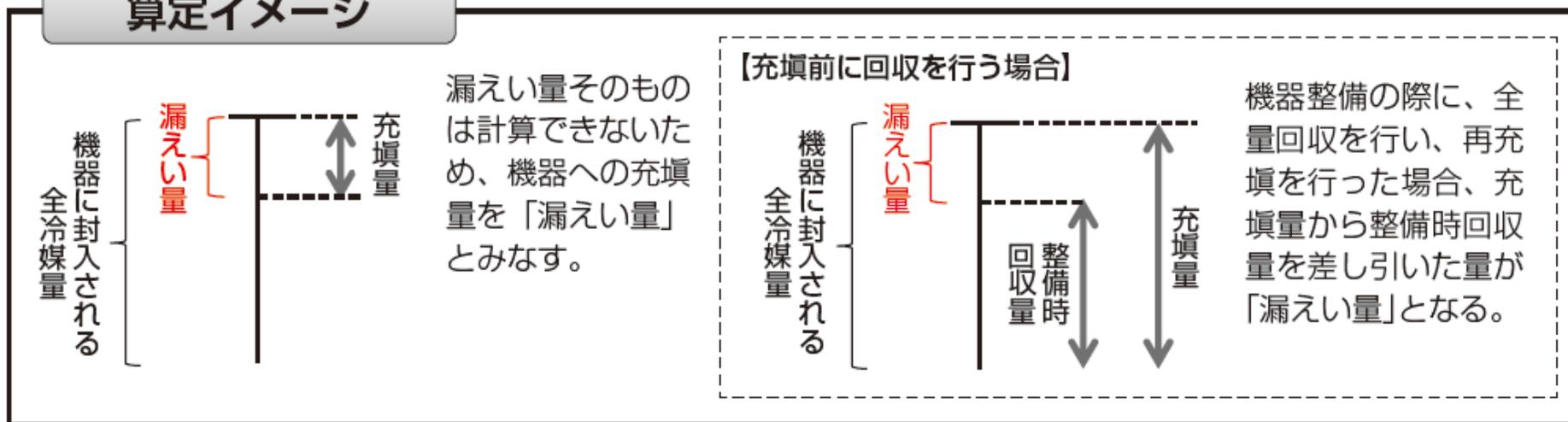
報告書作成支援ツール(4-3.参照)



3-1.算定漏えい量の算定方法

- 第一種特定製品から漏えいしたフロン類の量は直接には把握ができないことから、算定漏えい量は充填証明書及び回収証明書から算出することになります。
- 機器設置時の充填量及び機器廃棄時の回収量は、算定の対象外です。

算定イメージ



$$\text{算定漏えい量 (t-CO}_2\text{)} = \sum (\text{冷媒番号区分ごとの} ((\text{充填量 (kg)} - \text{整備時回収量 (kg)}) \times \text{GWP})) / 1,000$$

||
漏えい量

$$\left[\begin{array}{l} \text{【算定漏えい量報告】} \\ \text{・算定漏えい量 (t-CO}_2\text{)} \\ \text{等} \end{array} \right] = \left(\left[\begin{array}{l} \text{【充填証明書】} \\ \text{・充填した冷媒種 (R404A等)} \\ \text{・充填量 (kg)} \\ \text{等} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{【回収証明書】} \\ \text{・整備時回収した冷媒種} \\ \text{(R404A等)} \\ \text{・整備時回収量 (kg)} \\ \text{等} \end{array} \right] \right) \times \text{GWP} / 1,000$$

3-2.算定漏えい量報告の対象について

- 算定漏えい量報告の対象となる事業者は、年間1,000 t-CO₂以上の事業者とします。
- また、報告対象となる事業者の事業所であって、1つの事業所からの算定漏えい量が1,000 t-CO₂以上の事業所についても合わせて報告する必要があります。

報告対象となる算定漏えい量の裾切り値	報告対象となることが想定される主な管理者の目安 ※代表的な事業規模から対象となりうる業態を示したものであって、所有する機器・事業規模・管理状況によっては以下に示した規模よりも小さい場合も、報告の対象となる場合もある。
1,000 t-CO ₂ /年	<ul style="list-style-type: none">・総合スーパー等の大型小売店舗(床面積10,000㎡程度の店舗)を6店舗以上有する管理者・食品スーパー(床面積1,500㎡程度の店舗)を8店舗以上有する管理者・コンビニエンスストア(床面積200㎡程度の店舗)を80店舗以上有する管理者・飲食店(床面積600㎡程度)を820店舗以上有する管理者・商業ビル(床面積10,000㎡程度のビル)を28棟以上有する管理者・食品加工工場(床面積300㎡程度の工場)を20ヵ所以上有する管理者等

事業所の考え方

事業所とは

フロン類算定漏えい量報告・公表制度における「事業所」は、原則として次の要件を備えているものをいいます。

(1) 事務・事業に係る活動が、単一の運営主体のもとで、一区画を占めて行われていること
(ここで「一区画」とは、同一の又は隣接する敷地をいいます。以下同じ。)

(2) 事務・事業に係る活動が、従事者(当該活動に従事する者をいいます。以下同じ。)又は設備を有して、継続的に行われていること

※ただし、事務・事業が行われている場所が一区画内になくても、工場等の立地状況や第一種特定製品の管理の一体性から判断し、一事業所として取り扱って差し支えありません。

※自らが設置する事業所とは、テナントで入居する事業所なども含めます。

3-3.漏えい量の算定に関する注意事項

- 3-1において示した方法により入手した情報から、漏えい量(kg)を[事業所別／冷媒種類別]及び[都道府県別／冷媒種類別]ごとに集計します。
- ※ 都道府県別の集計に当たっての、設置場所の判断は第一種特定製品が設置されている場所(事業所の場合は事業所の住所、移動体の場合はその管理事業所の住所)に依ります。
- また、これら漏えい量(kg)にGWPを乗じて、[事業所別／冷媒種類別]及び[都道府県別／冷媒種類別]のフロン類漏えい量を算定します。
- 報告書作成支援ツールを利用することにより、上記を踏まえた算定が可能です。

<留意点>

- GWPは、次ページに記すフロン類GWP告示(平成27年度経済産業省、環境省告示第5号)に記された数値を用いて下さい。GWPが不明な冷媒(フロン類)を用いている場合には、第一種特定製品のメーカーにお問い合わせください。その際、混合冷媒に本制度での報告対象となる物質以外の物質(PFC等)のGWPは0とみなして重量平均から算定されるGWPを設定してください。
- 漏えい量算定の対象となるのは、報告対象年度の4月1日から3月31日までの間で機器整備の際に整備時に充填または回収がされたものです。
- 製品廃棄時の回収については本制度の報告対象外です。

本制度で用いるフロン類GWP

○ 本制度で用いられるGWPは、以下に示すフロン類GWP告示※¹の表一、表二に記された値を用いなければなりません※²。

フロン類GWP告示 表一

1	R-11(トリクロロフルオロメタン)	4750
2	R-12(ジクロロジフルオロメタン)	10900
3	R-113(トリクロロトリフルオロエタン)	6130
4	R-114(ジクロロテトラフルオロエタン)	10000
5	R-115(クロロペンタフルオロエタン)	7370
6	R-22(クロロジフルオロメタン)	1810
7	R-123(ジクロロトリフルオロエタン)	77
8	R-124(クロロテトラフルオロエタン)	609
9	R-142b(1-クロロ-1.1-ジフルオロエタン)	2310
10	R-23(トリフルオロメタン)	14800
11	R-32(ジフルオロメタン)	675
12	R-125(1.1.1.2.2-ペンタフルオロエタン)	3500
13	R-134a(1.1.1.2-テトラフルオロエタン)	1430
14	R-143a(1.1.1-トリフルオロエタン)	4470
15	R-152a(1.1-ジフルオロエタン)	124
16	R-227ea(1.1.1.2.3.3.3-ヘプタフルオロプロパン)	3220
17	R-236fa(1.1.1.3.3.3-ヘキサフルオロプロパン)	9810
18	R-245fa(1.1.1.3.3-ペンタフルオロプロパン)	1030

フロン類GWP告示 表二※³

1	R-409A	1580	16	R-427A	2140
2	R-409B	1560	17	R-442A	1890
3	R-404A	3920	18	R-507A	3990
4	R-407A	2110	19	R-512A	189
5	R-407B	2800	20	R-501	4080
6	R-407C	1770	21	R-502	4660
7	R-407D	1630	22	R-500	8080
8	R-407E	1550	23	R-401A	1180
9	R-407F	1820	24	R-401B	1290
10	R-410A	2090	25	R-401C	933
11	R-410B	2230	26	R-408A	3150
12	R-421A	2630	27	R-415A	1510
13	R-421B	3190	28	R-415B	546
14	R-423A	2280	29	R-420A	1540
15	R-425A	1510			

※¹ 正式名称は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第3号の規定に基づき、国際標準化機構の規格817に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件(フロン類GWP告示)(平成27年経済産業省、環境省告示第5号)」

※² 後述する報告書作成支援ツール(自動計算シート)には、フロン類GWP告示表一、表二に示された数値が組み込まれています。

※³ フロン類GWP告示表二の最下段には、GWPが不明な冷媒について解説が記されていますが、ここでは割愛しています。

フロン類漏えい量の算定・報告制度

- 1.算定・報告対象者
- 2.算定・報告の準備
- 3.漏えい量の算定
- 4.漏えい量の報告**
- 5.報告内容の公表等

漏えい量の報告の概要

●フロン類漏えい量の報告【マニュアル第Ⅲ編】 1. 報告書の作成

報告書作成支援ツール(4-3.参照)

様式番号	文書名	概要	提出の義務
様式第1	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あり (必須)
様式第2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第1で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	なし (任意)
様式第3	磁気ディスク提出表	磁気ディスクで提出を行う場合に、磁気ディスクに併せて提出する様式です。	磁気ディスク提出の場合、必須

2. 報告書の提出

書面

磁気ディスク

電子申請

4-1.提出書類の作成【様式第1（表面）】

事業者の名称、所在地、担当者等の事項を記入してください。

(表面)
様式第1（第4条関係）

フロン類算定漏えい量等の報告書

平成XX年XX月XX日

経済産業大臣 殿

報告者 住所 〒100-0000
東京都千代田区豊が岡〇-〇-〇

氏名 環境株式会社
代表取締役社長 環境 太郎 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項及び第2項の規定に、算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定漏えい者コード	X X X X X X X X X X
特定漏えい者の名称 (前回の報告における名称)	環境株式会社
所在地 (ふりがな)	〒100-0000 東京都 千代田 市 豊が岡〇-〇-〇
商標又は商号等	
主たる事業	百貨店、総合スーパー
主たる事業を所管する大臣	経済産業大臣
フロン類算定漏えい量	第1表、第2表及び別紙のとおり
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部 署 環境部〇〇係 氏 名 環境 良男 電 話 番 号 03-XXXX-XXXX メー ル ア ド レ ス aa@cc.dd.ee
※受理年月日	年 月 日
※処理年月日	年 月 日

備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
2 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、その代表者が署名することができる。
3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
5 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
6 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者には、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
8 ※の欄には、記載しないこと。
9 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【記入事項】

- ①報告年月日
- ②宛先
- ③報告者(住所・氏名)
- ④特定漏えい者
- ④-1特定漏えい者コード※
- ④-2特定漏えい者の名称
- ④-3所在地
- ⑤主たる事業
- ⑥事業コード
- ⑦主たる事業を所管する大臣
- ⑧その他関連情報の提供の有無
- ⑨担当者

※『特定漏えい者コード』

- 事業者ごとの番号であり、フロン類算定漏えい量報告・公表制度のホームページ(<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>)で検索して得られる番号を数字9桁で記入してください(原則、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです)。
- ホームページ上でコード番号を確認することができない場合は、ホームページ上の質問フォームを利用するか、問い合わせ窓口(マニュアルIV章参照)へお問い合わせください。

【様式第1（裏面）】

- 事業者において2つ以上の業種に属する事業を行っている場合、表面に記載した主たる事業以外の事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード(数字4桁)及び事業の名称、並びに当該事業を所管する大臣を記入してください。
- 本制度の報告書は、様式第1(表面)の『主たる事業を所管する大臣』及び裏面の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出してください。

(表面)

1	事業の名称	冷凍調理食品製造業	事業コード	0	9	9	5
	当該事業を所管する大臣	農林水産大臣					
2	事業の名称	冷蔵倉庫業	事業コード	4	7	2	1
	当該事業を所管する大臣	国土交通大臣					
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

事業の名称

当該事業を所管する大臣

事業コード

【様式第1第1表】 特定漏えい者単位の報告

フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記載。(報告書作成支援ツール上で自動計算・表示されます。)

【特定漏えい者単位の報告】

フロン類の種類 漏えい年度：平成XX年度

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類	① R22		② R404A		③ R410A		④		⑤		合計
	算定漏えい量 (t-CO2)	実漏えい量 (kg)									
特定漏えい者全体			76	300							2,374
都道府県											
1. 東京都			784	200	418	200					1,202
2. 愛知県	362	200			209	100					571
3. 大阪府			392	100	209	100					
4.											

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる
 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類を記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄には、記載しないこと。

【漏えい量の報告値について】

- 小数点以下を切り捨てした整数値を記入
- 算定漏えい量が1t-CO2未満、実漏えい量が1kg未満の漏えい量についてはゼロを記入
- 漏えい量が存在しない場合は空欄

【様式第1第2表】 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

○全ての特定事業所(フロン類の算定漏えい量が1,000 t-CO₂以上の自ら設置する事業所)について記入してください。
○ここで記入した特定事業所のフロン類算定漏えい量等は(別紙)「特定事業所単位の報告」に記入して報告してください。(次スライド)

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われている事業				
			事業コード		事業の名称		
1 ①	東京店 ②	〒100-0000 東京都千代田区大手町〇-〇-〇 ③	5 ④	6 ④	1 ④	1 ④	百貨店、総合スーパー ④
2							
3							
10							

特定事業者番号

特定事業所の名称

特定事業所の所在地

事業コード

特定事業所において行われている事業

備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

【別紙】 特定事業所単位の報告

【別紙第1表】 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

- 特定事業所ごとに当該事業所の算定漏えい量を記入してください。(別紙)
- 特定事業所ごとのフロンの種類ごとに、算定漏えい量(t-CO₂)を記入してください。(別紙第1表)

(別紙)

(別紙)【特定事業所単位の報告】

特定事業所の名称		特定事業所番号	1
特定事業所の名称 (ふりがな) 東京店 (前回の報告における名称)			
所在地	〒100-0000 東京 千代田 大手町		
都道府県コード	百貨店、総合スーパー		
特定漏えい者コード	X ^⑤ ※		
都道府県コード	1 3	事業コード	5 6 1 1
フロン類算定漏えい量 別紙第1表のとおり			
その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること) 1. 有 2. 無			
担当者情報	担当者 部 署 総務課 氏名 塚本 二郎 電話番号 03-XXXXX-XXXX メールアドレス bb@cc.dd.ee	事業コード	

(別紙第1表) フロン類の種類

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類の種類	① R404A	② R410A	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t-CO ₂)	588	418				1,006
実漏えい量 (kg)	150	200				

①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

担当者情報

その他の関連情報の提供の有無

4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所においては、そのうちの主たる事業を記載すること。

5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。

6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

7 ※の欄には、記載しないこと。

算定漏えい量

実漏えい量

合計

※ 他社の事業所・移動体に設置された第一種特定製品からのフロン類漏えい量が一事業所において1000t-CO₂を超える場合は、特定事業所とは考えません。

【様式第2】

(フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報)

○様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1(フロン類算定漏えい量等の報告書)に添えて提出してください。
 ○この様式第2により提供され事業者に係る情報及び特定事業所に係る情報については、公表されます。

様式第2 (第6条関係)

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

① 提供年度: 平成XX

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第25条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公表されることに同意の上提供するものです。(特定漏えい者として1枚のみ提出可)

2. この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公表されることに同意の上提供するものです。(特定事業所として1枚のみ提出可)

(該当するいずれかの番号を記載すること) → 2 ②

特定漏えい者コード ③	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※			
都道府県コード ④	1	3											5	6	1	1
事業所番号 ⑤	0	1														

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

② 平成XX年度において売場面積を拡大し、冷蔵ショーケース及び空調機が増加したため、算定漏えい量が増加した。

2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

③

3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

④ 新規に導入した冷蔵ショーケース及び空調機について、よりGWPが低い製品を選択して導入した。

4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

⑤

5. その他の情報

⑥

担当者 (問い合わせ先) ⑦	部 署	広 報 課
	(ふりがな)	廣 報 課
	氏 名	廣 報 三 郎
	電 話 番 号	03-XXXX-XXXX

※受理年月日 ⑧ 年 月 日 | ※締理年月日 ⑨ 年 月 日

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

その他の情報

4-2.報告書等の提出方法

○提出期間

毎年4月1日から7月31日までに報告書等を提出します。なお、提出する報告書に記入する算定漏えい量は前年度の算定漏えい量が対象です。

○提出先

報告書等は、算定の対象となる事業者の事業を所管する省庁の窓口(マニュアルⅢ章を参照)へ持参又は送付してください。事業者が2つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口すべてに同一の報告書等を持参又は送付してください。郵送する場合は簡易書留を用いてください。

○提出方法の選択

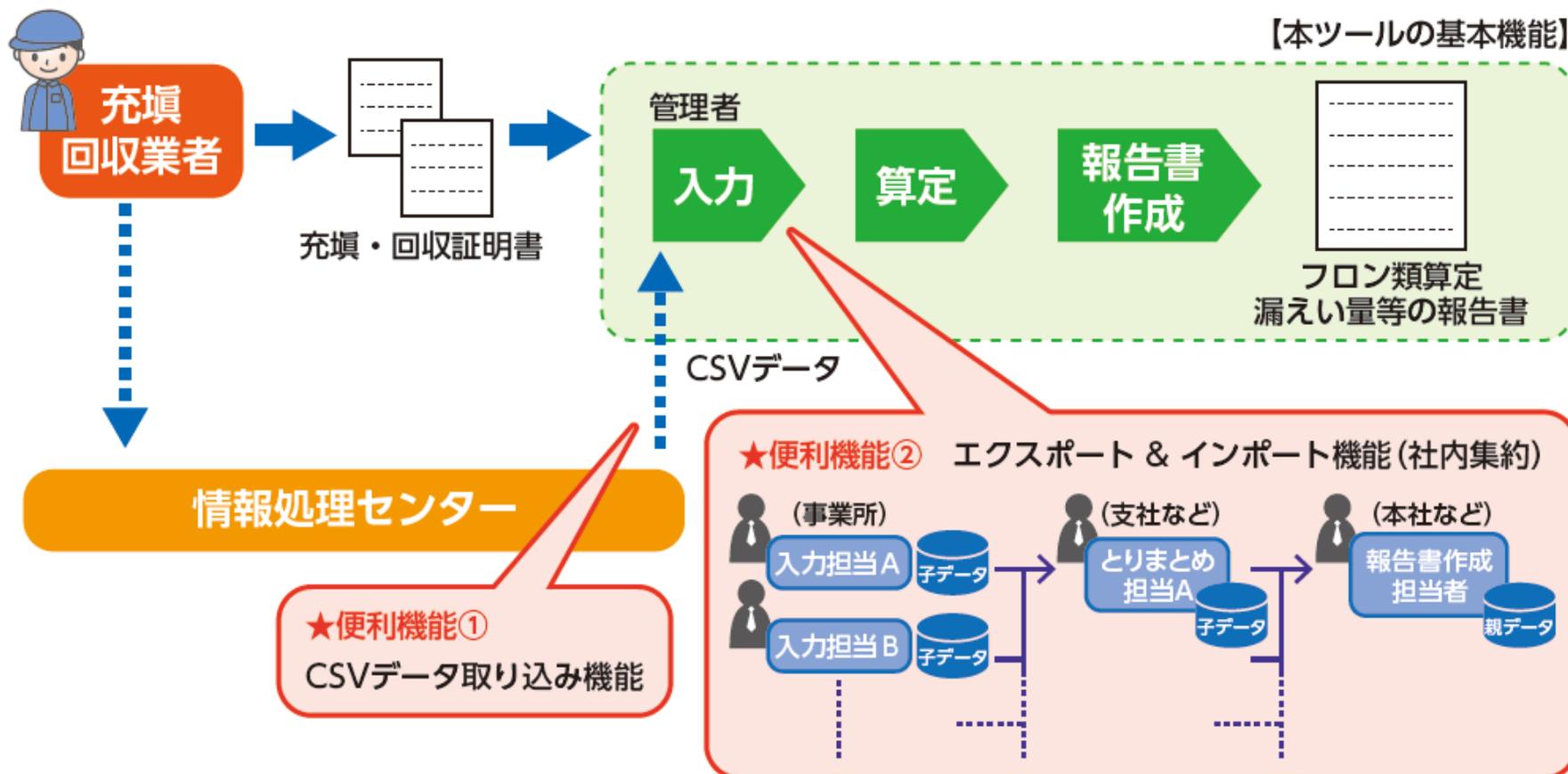
フロン類算定漏えい量等の報告は、以下の方法から選択することができます。

- ① 書面による提出
- ② 磁気ディスク(コンパクト・ディスク(CD)等)による提出
- ③ 電子申請による提出

※電子申請による提出については、今後フロン排出抑制法ポータルサイトで詳しく紹介する予定です。

4-3. 報告書作成支援ツールについて

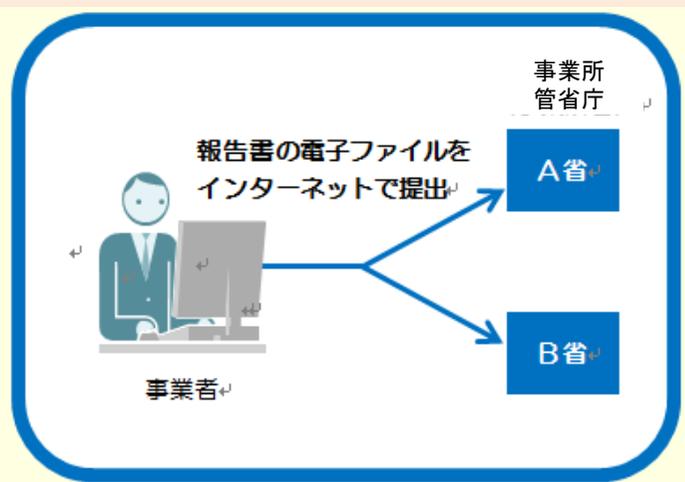
- 情報処理センターが提供するデータを報告書作成支援ツールに読み込んで、算定漏えい量の自動計算を行います。
- 充填・回収証明書により直接取得したデータについては、手入力で追加してください。
- 報告書作成支援ツールの出力画面が、フロン排出抑制法に基づく報告書様式となっています。



4-4.電子報告システムについて

「フロン法電子報告システム」とは、フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する各種報告書を受け付けることのできる全省庁共通のシステムです（電子報告に関して、費用負担はございません。）。本システムでは、電子証明書のかわりにIDとパスワードを利用します。また、以下のメリットがありますので、本システムの積極的なご利用をお願いします。

電子報告システムによるメリット



- ・紙の提出は不要。電子ファイルの送付のみ
- ・複数省庁へも1回の操作で提出可能
- ・提出時に内容確認を実施
(修正報告の可能性が下がります。)
- ・前年度までの報告内容の確認が可能

※電子報告システムを利用する場合には、環境省又は経済産業省に利用の申請（様式第4 電子情報処理組織使用届出書の提出）が必要となります。受け付けた省庁がIDを発行し郵送しますので、システムにアクセスし、PWを設定の上、ご利用ください。

※申請様式は、平成28年4/1以降、以下のホームページに掲載します。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/denshi.html

フロン類漏えい量の算定・報告制度

- 1.算定・報告対象者
- 2.算定・報告の準備
- 3.漏えい量の算定
- 4.漏えい量の報告
- 5.報告内容の公表等

5.報告内容の公表等

- 国に報告された情報は、整理した上で環境省及び経済産業省が公表します。

公表内容

- フロン類算定漏えい量について、フロン類の種類ごとに区分し、①事業者ごと、②業種ごと、③都道府県ごとに集計した結果を公表します。
- 特定事業所について報告を行っている場合は、当該特定事業所についても同様に公表されます。
- その際、「フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報」(様式第2)に関する情報についても合わせて公表します。
- 環境省及び経済産業省の公表の際、集計結果は事業所管省庁、都道府県知事に通知されます。フロン排出抑制法に基づき、事業所管省庁、都道府県知事は、当該集計結果を公表できます。

開示請求

- 法律に基づき、制度所管省庁及び事業所管省庁に対して、開示請求をすることができます。請求があった際には、担当者欄(担当者氏名、問い合わせ先等)以外は、基本的に開示されます。

参考（1）業種別の留意点

- ビルと所有が一体化された第一種特定製品の考え方
- フランチャイズチェーンにおける加盟店に設置された機器の扱い
- 自らが管理する移動体における第一種特定製品の把握
- 他者の事業所・移動体に設置されている第一種特定製品の把握

ビルと所有が一体化された第一種特定製品の考え方

- 第一種特定製品の管理者がどの主体となるかについては、ビルの所有とは一義的には関係がなく、第一種特定製品そのものの所有や保守・修繕の責務の所在によって判断されます。
- 一方、ビルと業務用冷凍・空調機の所有が明確に切り分けられていないケースでは、ビルの所有等に準じて第一種特定製品の管理者を判断する必要があります。
- ビルの所有に準じる場合には、共有物件、区分所有、転貸物件・一棟貸し物件、証券化物件など、簡易に管理者がどの主体であるか判断しにくいケースがありますので、以下を参考として管理者を判別して下さい。

ビルと所有が一体化された第一種特定製品の考え方（QA）

状況	対応
<p>不動産の信託において、第一種特定製品が信託財産に含まれる場合については、誰が管理者にあたるか。</p>	<p>原則として、第一種特定製品の所有者が管理者にあたりますが、不動産の信託においては、<u>契約書等の書面に基づき信託財産の管理にかかる指図権を有している者（特定目的会社、不動産投資法人、合同会社等）が保守・修繕の責務を有すると考えられるため、当該指図権者が第一種特定製品の管理者にあたります。</u>なお、第一種特定製品が信託財産に含まれない場合は、第一種特定製品の所有者（テナント等）が管理者にあたります。</p>
<p>建物・機器の所有者と入居者の間において、空調機等の室外機と室内機の所有権が分かれている場合、管理者となるのは誰か。</p>	<p>建物・機器の所有者と入居者の間において締結されている契約等において、冷凍空調機器の保守・修繕の責務が帰属している者が管理者となります。万一、保守・修繕の責務も分けられている場合には、<u>室外機の保守・修繕の責務を有する者を管理者とします。</u></p>
<p>機器、物件を共同所有している場合等、<u>管理者に当たる者が複数いる場合</u>、誰が管理者にあたるか。</p>	<p><u>話し合い等を通じて管理者を1者に決めてください。</u></p>

フランチャイズチェーンにおける加盟店に設置された機器の扱い

○連鎖化事業者の場合、保守・修繕の責務を契約書等で加盟店にあることとしていれば管理者は加盟店となります。しかし、下記①又は②をフランチャイズチェーン契約等で定めていた場合は、連鎖化事業者は、管理者でない場合であっても、報告義務が発生します。

①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定

②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

表 フランチャイズチェーン加盟店に存在する第一種特定製品の扱い

管理者	①又は②の指定	報告義務者
連鎖化事業者	-	連鎖化事業者
加盟店	なし	加盟店
加盟店	あり	連鎖化事業者

※表中の赤字のケースでは、管理者と算定漏えい量の報告者が異なることとなります。

※表中の「あり」とは、約款や契約書、方針、行動規範、マニュアル等において明確に定められている場合を指します。

※連鎖化事業者から報告される機器については、加盟店からの報告対象から除外し、重複のないようにしてください。

自らが管理する移動体における第一種特定製品の把握

以下の考え方に従い、自らが管理する移動体に設置された第一種特定製品を把握します。

○自動車(冷凍冷蔵トラック等)

原則として所有者が管理者に当たりますが、契約等で使用者の保守・修繕の責任が明記されている場合には使用者が管理者に当たります。

○鉄道車両

原則として、鉄軌道事業者が管理者に当たります。

主な第一種特定製品の例(移動体)

- ・鉄道車両用空調機
- ・冷凍車の貨物室、大型特殊自動車・小型特殊自動車・被牽引車のカーエアコン
- ・船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリュー冷凍機等)

※移動体の冷媒の充填・回収は、移動体を管理している場所とは異なる場所で行う場合もありますが、その場合は移動体を管理している事業所及びその事業所の属する都道府県における漏えいとみなして報告してください。

全国各地で充填・回収を行った場合でも

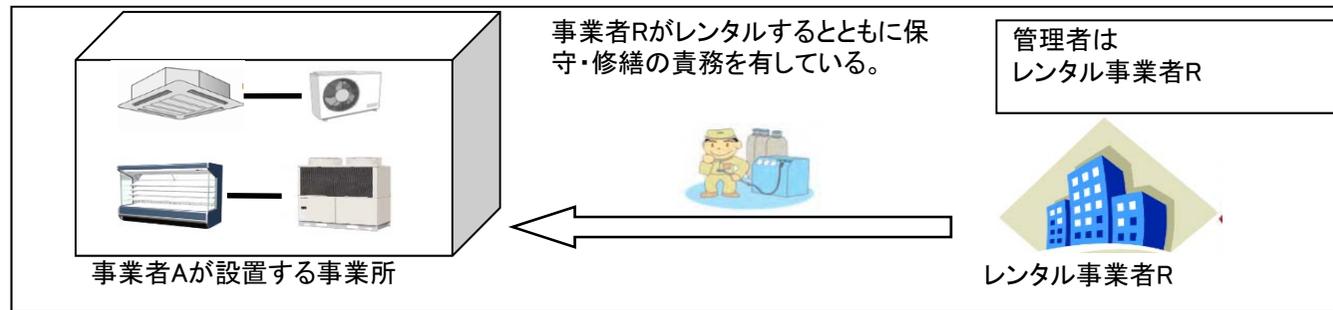
管理者の属する都道府県における漏えい量として報告



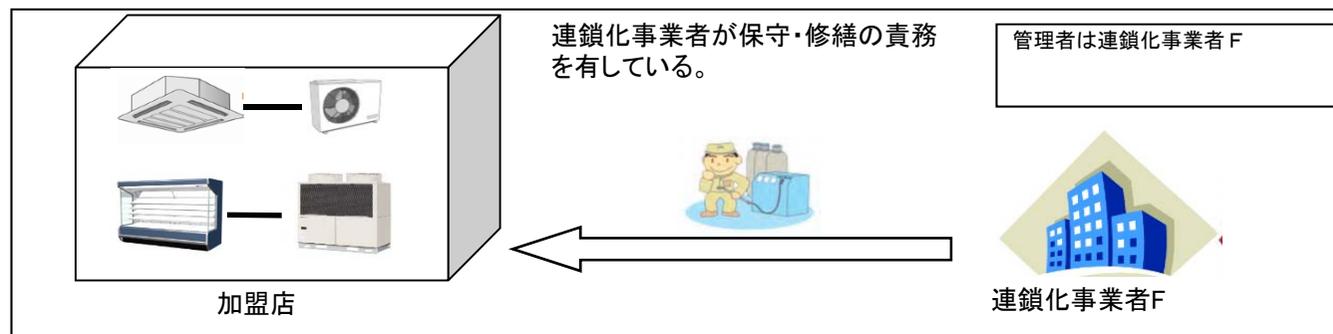
他者の事業所・移動体に設置されている第一種特定製品の把握

○他者が設置する事業所に設置されている第一種特定製品であっても、自ら所有し、かつ日常管理・保守点検責任を担っている場合には、管理の対象となります。

レンタル事業者が業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器、冷水機等をレンタルし、日常管理・保守点検責任を担っている場合は、レンタル事業者が管理者に当たります。



連鎖化事業者(フランチャイズチェーン事業者)が所有しており、加盟店に設置している業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器、冷水機等は、連鎖化事業者が管理者に当たります。(契約書等で保守・修繕の責務を加盟店としている場合は加盟店が管理者に当たります。次スライドにて説明)



参考（２） フロン類算定漏えい量報告マニュアル

○フロン排出抑制法に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」について、各事業者が報告対象かどうかを判定し、フロン類漏えい量を算定・報告するために必要な事項を解説するものです。

構成

- 第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説
- 第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法
- 第Ⅲ編 フロン類漏えい量の報告方法
- 第Ⅳ編 付録

※「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」との関係

別途用意されている「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」は、第一種特定製品の管理者（主に事業者や地方公共団体等の機器管理担当者）向けに、第一種特定製品※の使用時及び廃棄時において行うべき取組全般について、法律、政省令等の考え方を解説したものです。

この中には第一種特定製品の管理者が行う漏えい量の算定・報告方法の解説も一部含まれておりますが、「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」は、この算定・報告方法を詳細に解説したものです。

本説明資料では、「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」の内容を中心に説明します。マニュアルの該当箇所も適宜示しておりますのでご参照ください。